

○甲斐市地域経済牽引事業の促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例
施行規則

令和5年3月16日

規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、甲斐市地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例（令和5年甲斐市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(課税免除の申請)

第2条 条例第3条の規定による課税免除を受けようとする者は、第1年度分にあつては条例第3条の規定による課税免除の対象となる資産の取得後最初に到来する個人又は法人の市町村民税の確定申告書の提出期限と地方税法（昭和25年法律第226号）第383条に規定する期間といずれか後の期間内に、第2年度分から第3年度分までにあつては同条に規定する期間内に、固定資産税課税免除申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(課税免除の決定)

第3条 条例第4条第2項の規定による通知は、固定資産税課税免除決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(課税免除の取消し)

第4条 市長は、条例第5条の規定により固定資産税の課税免除の取消しをしたときは、固定資産税課税免除取消通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、地域経済牽引事業の促進区域における固定資産税の課税免除に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。